

ヘルパーステーションめざめ 指定障害福祉サービス事業 重要事項説明書

ヘルパーステーションめざめがご利用者に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会医療法人春回会が開設するヘルパーステーションめざめ（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とします。
運営の方針	事業の基本方針として、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除、その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。事業の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

法人名	社会医療法人 春回会
名称	ヘルパーステーションめざめ
所在地	長崎県長崎市葉山1丁目28-15 S&B 葉山ショッピングプラザ 5F
管理者	水浦 志保
電話番号	095-865-8885
FAX 番号	095-855-3860
障害福祉サービス事業所 指定事業所番号	4210103992
休日	日曜日、年末年始（12／29～1／3）
営業時間	午前8：45 ～ 17：30
サービス提供時間帯	午前6：00 ～ 22：00
サービスを提供する地域	長崎市、時津町、長与町（離島を除きます）

3. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職員の 職種	資格	常勤		非常勤		職務の内容
		専従	兼務	専従	兼務	
	管理者	1名				管理業務
サービス 提供者 責任者	介護福祉士	5名以上				サービスの計画作成・変更、調整、介護業務
訪問介護員	介護福祉士	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上	介護業務
	実務者研修修了者 (ヘルパー1級修了者含む)	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上	
	初任者研修修了者 (ヘルパー2級修了者含む)	1名以上		1名以上		

4. サービスの内容

ご利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その方の心身の特性を踏まえて専門性の高い介護を提供します。

5. サービスの中断・終了

- ① 病気や怪我で長期の入院が必要な場合は、サービスを一旦中断させて頂き、再開時には担当やサービス提供日が変更になることがあります。その場合は、ご利用者へ事前に連絡致します。
- ② ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、お申し出によりいつでも終了することができます。
- ③ 当事業所の人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知致します。
- ④ 双方の通知がなくても、ご利用者が施設に入所した場合、ご利用者がお亡くなりになった場合は、自動的にサービスを終了いたします。
- ⑤ ご利用者やご家族などが当事業所や職員に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 利用料

(別紙)をご参照ください。

7. キャンセル

ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、利用日前日の 17:30 までに事業所にご連絡ください。当日のキャンセルにつきましては、下記の表のとおりキャンセル料を申し出るようになりますので、ご了承ください。

時期	キャンセル料
・ サービス利用日の前日 17:30 まで	無料
・ サービス利用時の当日 ・ サービス利用日前日の 17:30 以降	基本料金の 10%
・ 訪問時不在の場合 ・ キャンセルのご連絡がないまま、訪問に伺った場合	基本料金の 20%

8. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合もしくはサービスの提供により事故が発生してしまった場合は、速やかに、利用者のご家族への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

9. 苦情・相談体制

サービス内容に関する苦情を受け付けた場合は、ご利用者の状況を把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行ないます。必要に応じて関係者への連絡調整を行ない、ご利用者に対して対応方法や結果の報告を行ないます。

ご相談窓口	電話番号
ヘルパーステーションめざめ 担当：水浦 志保	095-865-8885
長崎市福祉部 障害福祉課	095-829-1141
時津町 障害福祉課	095-865-6940
長与町 役場	095-883-1111

10. 虐待防止について

事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとします)を定期的を開催するとともに、その結果について訪問介護員に周知徹底を図ります。

- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者	管理者 水浦 志保
-------------	-----------

11. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者またはその家族等が、事業者の職員に対して行う、身体的な力を使って危害を及ぼす行為、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 業務継続計画の策定

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 秘密の保持及び個人情報

サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、個人情報利用同意書の利用目的に限り、ご利用者及びご家族の個人情報をを用いることがあります。

12. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、訪問介護事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知する

とともに、必要な研修及び訓練を実施するよう努めます。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね1年に1回以上開催します。その結果を訪問介護員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14. サービス提供記録の開示

提供したサービスに関する記録の開示閲覧は、ご利用者またはご家族の求めに応じます。

15. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 訪問介護員等は、医療行為や年金等の金銭の取り扱いは致しかねます（生活援助として行なう買物等に伴う少額の金銭の取り扱いは可能です）。
- ② 訪問介護員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ③ 当事業所は安定したサービス提供のために、複数名の訪問介護員等によりサービスを提供いたします。

附則

この規定は、平成30年12月1日から施行します。

この規定は、平成31年04月1日から施行します。

この規定は、令和 元年10月1日から施行します。

この規定は、令和 2年5月1日から施行します。

この規定は、令和 2年6月1日から施行します。

この規定は、令和 3年4月1日から施行します。

この規定は、令和 4年10月1日から施行します。

この規定は、令和 6年4月1日から施行します。

この規定は、令和 7年9月1日から施行します。

6. 利用料

(1) 利用料 (法定代理受領サービスの場合)

【利用料金表】

サービスの種類及び提供時間		利用者負担額 (1 割)
身体介護	30 分未満	313 円
	30 分以上 1 時間未満	494 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	717 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	818 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	921 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	1,023 円
	3 時間以上 (30 分増すごとに次の額を加算)	1,125 円 (102 円)
家事援助	30 分未満	130 円
	30 分以上 45 分未満	187 円
	45 分以上 1 時間未満	241 円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	292 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	336 円
	1 時間 30 分以上 (15 分増すごとに次の額を加算)	380 円 (43 円)
重度訪問介護	1 時間未満	228 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	339 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	451 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	564 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	676 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	787 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	899 円
	4 時間以上 8 時間未満 (30 分増すごとに次の額を加算)	1,003 円 (104 円)

※利用料金表には特定事業所加算 (I) が含まれております。

※利用料金表には福祉・介護職員等処遇改善加算 (居宅介護 41.7%、重度訪問介護 32.8%) は含まれておりません。

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行ないます。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍となります。

【加算項目】

- ① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時
加算割合	25%増し	25%増し

- ② 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を、利用者またはその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

加算項目		利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	居宅介護	140 円	1回あたり (1月に2回まで)
	重度訪問介護	127 円	

- ③ 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、またはヘルパーに同行した場合に加算されます。

加算項目		利用者負担額	算定回数等
初回加算	居宅介護	280 円	初回月、1回のみ
	重度訪問介護	252 円	

- ④ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。

加算項目		利用者負担額	算定回数等
利用者負担上限 管理加算	居宅介護	210 円	1月あたり
	重度訪問介護	190 円	

- ⑤ 精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等を共同で評価した場合に加算されます。

加算項目		利用者負担額	算定回数等
福祉専門職員等 連携加算	居宅介護	790 円	1 回につき (サービスの初回から 90 日間で 3 回を限度)
	重度訪問介護	710 円	

(2) 交通費

通常サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするために次の費用をいただきます。

事業所から通常の実施地域を越える場合 5km以上 1,000 円

(3) 支払方法

ご利用料のお支払方法は口座振替とさせていただきます。

なお、口座振替手続きが完了するまでは下記の口座への振り込み、もしくは事務所へ現金でお支払ください。

《口座振替》

当事業所は翌々月の 5 日にご利用者の口座から自動引き落としをします。
引き落としの手数料は当事業所が負担します。

《銀行振込》

振込手数料はご利用者負担となります。

十八銀行 北支店 普通預金口座 (口座番号 5017130)

社会医療法人春回会 理事長 井上健一郎

同意書

年 月 日

指定障害福祉サービス提供の開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

(事業者)

所在地 長崎県長崎市葉山 1 丁目 28-15
S&B 葉山ショッピングプラザ 5F

名 称 ヘルパーステーションめざめ

管理者 水浦 志保

説明者 印

私は、本書面に基づき、事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住所 :

氏名 : 印

(代理人) (続柄)

住所 :

氏名 : 印